

牧之原市政への市民参加に関する条例（案）の上程について

1 時 期

平成 26 年第 2 回牧之原市議会 2 月定例会に提案。

2 根 拠

自治基本条例第 8 条「参加機会の保障」の規定を受けて定めています。

3 条例のポイント

(1) 条例の趣旨

- ・前文と全 13 条で構成。
- ・市民参加手続の対象 市民参加手続(パブリックコメント、市民意識調査、意見交換会、ワークショップ、審議会等) 公表・情報提供の方法。
この 3 つを柱に、市民、市長等の責務、⁽¹⁾牧之原市自治基本条例推進会議の役割などについて規定しています。

(2) 条例の要点

市民参加に関する統一的な基準を設け市民と市長等の共通のルールとする⁽²⁾とともに、市の⁽³⁾行政活動への市民参加を保障するために、市民参加手続を条例形式で定めています。

(3) ⁽¹⁾自治基本条例推進会議の役割

自治基本条例推進会議は、市民参加手続の実施状況の報告があった場合には、その運用状況を検証することで、市民参加手続の効果的な運用について、市長に意見を述べることができます

(4) 条例における⁽²⁾「行政活動」と⁽³⁾「市民参加」の定義

- ・「行政活動」 市長等が地方自治法第 2 条に規定するところにより事務を処理するために行う活動です。
- ・「市民参加」 市が意思決定をする段階において市民が意見を述べ、又は提案することにより行政活動に参加し、市政を推進することです。

4 施行時期

この条例は、約 6 か月間の準備・周知期間を経て、平成 26 年 10 月 1 日に施行を予定しています。

5 検討経過（裏面記載）

市政への市民参加に関する条例策定の取り組みの記録です。

平成 23 年度

平成 23 年 3 月 28 日	自治基本条例 公布
平成 23 年 10 月 1 日	自治基本条例 施行
平成 23 年 10 月 20 日	自治基本条例推進市職員プロジェクトチーム(8人)が発足し、自治基本条例 8 条、9 条、13 条、14 条等に基づく検討開始
平成 23 年 10 月 ~ 平成 24 年 3 月	プロジェクトチームの検討が進められた(9回開催)
平成 24 年 3 月	プロジェクトチームが「市民参加条例(仮称)骨子」を取りまとめて市長に報告

平成 24 年度

平成 24 年 6 月 28 日	自治基本条例第 27 条に基づき、自治基本条例推進会議(10人)が発足
平成 24 年 9 月 27 日	市民参加条例素案要綱の取りまとめについて、市長から自治基本条例推進会議へ諮問
平成 24 年 9 月 ~ 平成 25 年 5 月	自治基本条例推進会議で内容を検討(24年度7回、25年度4回開催)
平成 24 年 10 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月	プロジェクトチーム(8人)が発足し、自治基本条例推進会議に参加し、委員と一緒に市民参加条例(仮称)素案要綱の内容を検討(8回開催)

平成 25 年度

平成 25 年 6 月 13 日	自治基本条例推進会議から市長に対して、(仮称)牧之原市市民参加条例素案要綱を答申
平成 25 年 7 月 17 日 ~ 30 日(14日間)	市民参加条例素案要綱を基に作成した条例案についてパブリックコメントを実施
平成 25 年 9 月 19 日	プロジェクトチーム(10人)発足・検討会議(第1回)
平成 25 年 11 月 5 日	市民参加条例部長等説明会を開催
平成 25 年 11 月 5 日 ~ 29 日	市内 10 地区で市民説明会を開催 (延べ参加人数:249人、推進会議委員:23人)
平成 25 年 11 月 18 日 ~ 12 月 15 日(28日間)	検討を経て作成した条例案についてパブリックコメントを実施
平成 25 年 12 月 5 日	プロジェクトチーム検討会議(第2回)
平成 25 年 12 月 12 日 ~ 13 日	市民参加条例課長等説明会を開催(35人)
平成 26 年 1 月 8 日、 9 日、15 日	市民参加条例職員説明会を開催(53人)
平成 26 年 1 月 20 日	市民参加条例部長等説明会を開催
平成 26 年 1 月 29 日	法令審査委員会において条例案を審査
平成 26 年 1 月 29 日	経営会議において 2 月議会への上程を審議

